## 事業概略書

事	業	名	意思疎通支援講師養成カリキュラム等策定事業
事	業目	的	平成25年4月1日より意思疎通支援事業(派遣・養成)がスタートしたが、養成については、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行うための講師が不足していることが以前より懸念されていた。 その為、今年度(2014(平成26)年度)は「意思疎通支援講師養成カリキュラム等策定事業」として、「①手話奉仕員及び手話通訳者養成の講師養成カリキュラム実態調査」と、「②専門学校・大学等高等教育機関における手話教育・手話通訳者教育実態調査」の2つの実態調査を行い、講師養成について、調査結果の分析を基にそれぞれ提言をまとめた。
事	業概	要	<ul> <li>○委員会等</li> <li>(1)検討委員会</li> <li>(計10名/計3回…9月・1月・3月)</li> <li>…調査方法・内容の検討、調査結果・分析の評価、提言の評価</li> <li>(2)調査事業担当者打合せ</li> <li>(計13名/計6回…8月・9月・12月・1月・2月・3月)</li> <li>…調査・結果まとめ・分析、提言案の策定</li> <li>○アンケート調査、ヒアリング訪問の実施(9~11月)</li> <li>①手話奉仕員及び手話通訳者養成の講師養成カリキュラム実態調査</li> <li>②専門学校・大学等高等教育機関における手話教育・手話通訳者教育実態調査</li> </ul>
事業実施結果 及び効果			上記調査の結果に基づき、都道府県の講師養成事業のあり方を整理し、全国の 都道府県が講師養成を円滑に実施できるよう、手話講師養成と手話通訳講師養成 のモデルカリキュラム及びモデル要綱を策定した。 また、高等教育機関での手話教育・手話通訳者教育の展開、教員・講師を担う 人材育成、すなわち高等教育機関での教育者養成の検討も進めていく必要がある ことなどを提言としてまとめた。 全ての都道府県において、地域の障害当事者団体および関係団体とともに、この 報告書を活用して意思疎通支援事業の一層の充実に取り組んで頂きたい。
事	業主	体	郵便番号:162-0801 所 在 地:東京都新宿区山吹町130SKビル8階 法 人 名:一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話番号/E-MAIL:03-3268-8847/info@jfd.or.jp

## (注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。